

===介護保険負担限度額認定についてのお知らせ===

負担限度額認定とは

施設入所等の利用者負担を軽減する制度です。施設サービスやショートステイの食費・居住費について、要件を満たしている方は、負担限度額認定を受けることにより費用を一定額に抑えることができます。この制度を利用するには申請が必要です。申請の仕方等については裏面をご覧ください。

≪表1:負担の区分≫※下記の要件に当てはまらない方は負担限度額認定証が発行されません。

負担段階	収入要件	資産要件
第1段階	・生活保護受給者	—
	・世帯全員及び配偶者 ^{※1} が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	本人の預貯金等 ^{※3} が1,000万円(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員及び配偶者 ^{※1} が住民税非課税で、本人の収入額(課税年金収入額+非課税年金収入額 ^{※2} +その他の合計所得金額)の合計が82.65万円 ^{※4} 以下の方	本人の預貯金等 ^{※3} が650万円(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,650万円)以下
第3段階①	・世帯全員及び配偶者 ^{※1} が住民税非課税で、本人の収入額(課税年金収入額+非課税年金収入額 ^{※2} +その他の合計所得金額)の合計が82.65万円 ^{※4} 超120万円以下の方	本人の預貯金等 ^{※3} が550万円(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員及び配偶者 ^{※1} が住民税非課税で、本人の収入額(課税年金収入額+非課税年金収入額 ^{※2} +その他の合計所得金額)合計が120万円超の方	本人の預貯金等 ^{※3} が500万円(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,500万円)以下

※1 「配偶者」…世帯分離をしている方や内縁関係の方を含む。DV防止法における暴力があった場合や行方不明の場合などは含めない。

※2 「非課税年金」…遺族年金と障害年金を指す。

※3 「預貯金等」…預貯金、有価証券、投資信託、その他の現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)など。第2号被保険者(40歳から64歳)の預貯金額条件は負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」。

※4 令和8年8月から基準額が80.9万円から82.65万円に変更になります。

≪表2:負担の限度額≫

※令和8年8月より、限度額は下表のとおりとなっております。

段階	居住費(部屋の種類で異なります)							食費	
	ユニット型		従来型個室		多床室			施設サービス	短期入所サービス
	個室	個室的多床室	特養等	老健、医療院等	特養等	老健、医療院(注)	老健、医療院等		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円	680円	1,030円
第3段階②	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	430円	1,420円	1,360円
基準費用額	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円	1,545円	1,545円

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。

基準費用額とは、食事の提供や居住等に要する平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定めた金額であり、実際にお支払いいただく金額は、施設ごとで定められます。具体的な金額については、施設と入所者の方等の契約事項となるので、個別に各施設にお問い合わせください。

申請に必要な書類等

介護保険負担限度額認定申請書

本人及び配偶者の資産の額が分かる添付書類

預貯金(普通・定期等)通帳の写しまたは通帳原本(原本を持参した場合、窓口でコピーします)

① 銀行名・支店名・名義がわかるページ(定期預貯金口座がある場合その有無がわかる部分も提出ください)

② 申請日から2か月以内の最終残高及び直近の年金振込が分かるページ(年金振込の記帳が最終ページにない場合は該当ページも併せて提出ください)

有価証券(株式・国債等)・・・銀行、証券会社の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)

投資信託・・・銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)

金・銀など時価評価額が容易に把握できる貴金属・・・購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)

負債(借入金・住宅ローン等)・・・借用書など(預貯金額等から差し引きます)

※生活保護受給者、境界層該当者については、添付書類は必要ありません。

●郵送の場合は「〒020-0692 滝沢市中鞆飼55番地 滝沢市役所 高齢者福祉課」宛て送付ください。

※東部出張所では手続きできません。

受付日(申請日)は高齢者福祉課へ申請書が到着した日とします。ただし、郵便の消印の日付から月をまたいで到着した場合は、郵便の消印の日付を受付日(申請日)とします。

●代行申請も可能です

申請が困難な場合、ケアマネジャーや施設担当者による代行申請も可能です。その場合、通帳等を預けるか、通帳の写し等を添付することが必要となります。詳しくはご担当のケアマネジャー又は入所施設にお問い合わせください。

軽減の対象となるサービス

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護

※通所系のサービスや有料老人ホーム、グループホーム、軽費老人ホームを利用した際の食費・居住費については、対象になりませんので、ご確認の上申請してください。

※軽減を受ける際は、申請に基づき発行された「介護保険負担限度額認定証」を施設または事業所に提示してください。

注意事項

◎負担限度額認定証には有効期間があり、その期間は申請のあった月の1日から翌年(1月以降の申請の場合は同年)7月31日までです。

※有効期間後も引き続き認定証の交付が必要な方は、更新の手続きを行ってください。

※有効期間は申請があった月以前にはさかのぼりませんので、申請の際はご注意ください。

◎一度申請をして非該当の方でも、その後世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度判定が可能です。その際は、再申請してください。 ※該当となった方でも、その後世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になり、認定条件に該当しなくなる場合は、非該当となりますので、自己申告してください。

◎年度途中で税更正等が行われた場合は、さかのぼって負担限度額段階を変更する場合があります。

◎虚偽の申告により不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課せられる場合があります。